

地区計画等

比較的小規模な地区を単位として、きめの細かいよりよいまちづくりの為に定める計画です。長崎市では、38の地区で地区計画を決定しています。(平成21年9月1日現在)



地区計画で定められるまちづくりのルール

1. 地区施設（道路・公園・広場・遊歩道など）の配置及び規模。
2. 建物の建て方や街並みのきまり
（建築物等の用途、容積率・建ぺい率・敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、工作物の設置の制限、建築物の高さ、緑化率、デザイン・色彩・かき・さくなど）
3. 土地の利用に関するきまり
（緑地の保全など、環境保全の為のきまり）